



《北海道遺産》  
摩周湖  
(弟子屈町)

光と霧と闇。見る者を惹きつける蒼き神秘の湖

阿寒国立公園の原始の自然に囲まれた「神秘の湖」は世界有数の透明度と美しい乳白色の霧の風景で知られている。摩周湖には流入河川も排水河川もないが水位は一定している。その景観は、北海道の湖沼と山岳の複合景観として最も代表的なもの。摩周湖および周辺環境の保全に向けた「摩周湖宣言」に集約される地域住民の取組は高く評価されている。

(北海道遺産公式サイト <https://www.hokkaidoisan.org/> より引用)

## INDEX

- 3 全国青年印刷人協議会第34回全国協議会開催される
- 4・5 令和3年度経済産業関係税制改正のポイント
- 6・7 消費税の総額表示のご案内
- 8 70歳までの就業機会の確保のための高年齢者雇用安定法改正のご案内
- 9 「北海道の印刷」広告協賛のご案内
- 9 北海道印刷工業組合Webページ広告協賛のご案内
- 10 全印工連生命共済ライフピアのご案内

### 北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル

TEL.011-595-8071 / FAX.011-595-8072

[Website] <http://www.print.or.jp> [E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)



# 全国青年印刷人協議会 第34回全国協議会開催される

来期の活動テーマ「パターン・ランゲージ」を学ぶ

全国青年印刷人協議会第34回全国協議会が、2月6日午後1時から、東京都千代田区のホテルグランドアーク半蔵門で開催されました。

東京が緊急事態宣言中ということもあり、初めてのZoomによるオンライン開催となりました。

また、全国緑友会との連携を図るため緑友会員の参加もあり、北海道からは3名、全体では200人程の参加となりました。

**議** 長あいさつ、来賓代表として滝澤会長からあいさつを頂き、パネルディスカッションでは、中部ブロック岩月副議長がファシリテーターとなり「自分と会社の未来をデザインする」というテーマで、今井議長、瀬田副会長、江森常務理事の3名に話を伺いました。

ファシリテーターからは、コロナを含めた業界、世の中の変化について、全青協に対してのアドバイス、デザイン思考やパターン・ランゲージについて質問していました。

いろいろな話が出るなかで共通していたのは、3名とも変化をネガティブには捉えておらず、しっかりと準備していることが印象的でした。

基調講演は、慶應義塾大学総合政策学部教授の井庭崇氏による「パターン・ランゲージ」の講演でした。

初めて聞く人も多い単語でしたが、簡単に言うと、問題解決方法に名前を付けて言語化し、わかりやすく伝えて行くというものでした。

問題の見つけ方から言語化の方法、パターン・ランゲージを用いた未来予想、実際の事例など、一気に教えて頂きました。

続いて、このパターン・ランゲージのワークショップ



をZoomのブレイクアウトルームという機能を使って全国の参加者がランダムにグループになり取り組んで行きました。

来期の全青協では、このパターン・ランゲージに取り組んで行くことになります。

最後に、今井議長の総括で締められて無事終了しました。

初めてのZoom開催で不具合も多々ありましたが、移動が無いせいか、多くの参加者が集まりました。

北海道は交通費の関係もあり、いつも2名の参加なので、またこういう機会があればもっと多くの人に参加して頂きたいと思います。

(青年部委員長 矢吹英俊：記)



# 令和3年度経済産業関係税制改正のポイント

## 1. 「新たな日常」に向けた企業の経営改革を実現する投資促進

### (1)カーボンニュートラル実現に向けた投資促進

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、企業の脱炭素化投資を加速するため、i) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備や、ii) 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に、**最大10%の税額控除**等を講ずる。

### (2)DX（デジタルトランスフォーメーション）投資の促進

デジタル技術を活用したビジネスモデルの変革を促進するため、全社レベルのDX計画に基づく、**クラウド技術を活用したハード・ソフトのデジタル関連投資に、最大5%の税額控除**等を講ずる。

### (3)繰越欠損金の控除上限の引上げによる投資促進

厳しい経営環境のなかで、赤字でも努力を惜しまず、カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編に向けた投資を行う企業に対し、コロナ禍で生じた欠損金に限り、**繰越欠損金の控除上限**（現行50%）を、**最長5年間**、投資額の範囲で**最大100%まで引き上げる**。

### (4)研究開発投資の底上げと、企業のDXを促進する研究開発の推進

研究開発税制について、i) コロナ禍の厳しい経営状況のなか（売上2%以上減）、研究開発投資を増加させる企業に対する**税額控除の上限引き上げ（25%→30%）**、ii) DX促進のため、**クラウド提供型のソフトウェア**に関する研究開発の対象追加等を講じたうえで2年間延長する。

### (5)企業の機動的な事業再構築を促すための株式を対価とするM&Aの円滑化

株式を対価としたM&Aを行う際、対象会社株主の**株式譲渡益への課税の繰延措置**を、事前認定不要な**恒久措置として創設**する。（総額20%まで現金の活用も可能）

### (6)車体課税（エコカー減税、環境性能割）の見直し・延長

エコカー減税・環境性能割の見直しについて、2030年度燃料基準に切り替えつつも、**減税対象割合が現行と同じ（新車台数の）約7割となる基準を維持**するとともに、今年度末で期限が切れる**環境性能割の臨時的特例措置（▲1%）を9か月間延長**する。

自動車関係諸税について、保有から利用への変化等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。

### (7)人材確保等を促進する税制

中堅・大企業向け賃上げ税制を改正し、**新規雇**用者（**新卒・中途採用**）の給与等支給総額を前年度より2%以上**増加させた場合**、その**給与等支給総額の15%を税額控除**する措置を講ずる。（教育訓練費20%以上増加で、さらに5%上乘せ）

## 2. コロナ禍から立ち上がる中小企業の成長支援・地域経済の活性化

### (1) 中小企業の経営資源の集約化（M&A）に資する税制の創設

M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸の回避の双方を実現するため、経営資源の集約化を促進する税制を創設する。

具体的には、以下の3つの措置をセットで適用することを可能とする。

- ① M&A実施後のリスクに備える5年間の据置期間付きの準備金
- ② 最大10%の税額控除等の設備投資減税
- ③ M&A実施後の雇用確保を促す措置として、給与等支給総額を前年度より2.5%以上増額させた場合、その増加額の最大25%の税額控除

### (2) さまざまな中小企業の設備投資支援を強化

中小企業の生産性向上や、DXに資する設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制を2年間延長（10%の税額控除等）するとともに、中小企業投資促進税制を商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合したうえで2年間延長（7%の税額控除等）する。

地域経済を牽引する企業向けの地域未来投資促進税制（5%の税額控除等）に、新たにサプライ

チェーン強靱化の類型を追加し、2年間延長する。

激甚化する災害や感染症の事前対策に資する中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却20%）の対象設備を追加し、2年間延長する（停電時の電力供給装置、重要設備のかさ上げに用いる架台、サーモグラフィ）。

### (3) 中小企業の経営基盤強化、雇用者の所得拡大を支援

中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税率を19%から15%に軽減）を2年間延長する。

所得拡大促進税制について、企業全体の給与等支給総額を増加させた場合（前年度比1.5%以上）、その増加額の15%税額控除（2.5%以上増加等で、さらに10%上乘せ）する制度としたうえで、2年間延長する。

### (4) 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置

土地の固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、令和3年度は評価替えを行った結果として、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずる。

（参考）中小企業経営強化税制の延長  
適用期限 令和4年度末まで

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	機械装置（160万円以上/10年以内）	機械装置（160万円以上）	機械装置（160万円以上）
	測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）	工具（30万円以上）	工具（30万円以上）
	器具備品（30万円以上/6年以内）	器具備品（30万円以上）	器具備品（30万円以上）
	建物附属設備（60万円以上/14年以内）	建物附属設備（60万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
	ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	ソフトウェア（70万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）

要件：修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

➔新たな類型として追加

# 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭不值札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇総額表示に《該当する》価格表示の例◇

※税込価格10,780円（税率10%）の商品の例

10,780円

10,780円（税込）

10,780円（うち税980円）

10,780円（税抜価格9,800円）

10,780円（税抜価格9,800円、税980円）

9,800円（税込10,780円）

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- ・支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- ・価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

## ◇総額表示に《該当しない》価格表示の例◇

9,800円（税抜）

9,800円（本体価格）

9,800円+税

※平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。

## よくある質問 (FAQ)

### Q1. 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

**A** 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(平成25年9月10日消費者庁)をご覧ください。

### Q2. 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

**A** 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。



### Q3. 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

**A** 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。



なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。

### Q4. 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

**A** 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



## 北海道印刷工業組合 メールマガジン配信登録受付中

メールマガジンの配信希望は、北海道印刷工業組合のHPから申込受付を行っています。

[URL]

<http://www.print.or.jp>

# 令和3年4月1日から 70歳までの就業機会の確保のための 高年齢者雇用安定法が改正されます！

**少** 子高齢化が急速に進行し人口が減少するなかで、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者が、その能力を十分に発揮し活躍できるよう、環境整備を図ることを目的として「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行される。

今回の改正は、70歳までの就業機会の確保について事業主が講ずべき措置（努力義務）などを内容としている。

## 改正のポイント～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を創設。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※④⑤については、過半数組合等の同意を得た上で措置を導入する必要がある。

※詳しくは、北海道労働局または最寄りのハローワークに、問い合わせください。

# 令和3年度「北海道の印刷」 協賛広告募集のご案内

**北** 海道印刷工業組合は、広報事業として関連企業ならびに組合員企業の皆様に広告のご協賛をいただき「北海道の印刷」(A4判、表紙カラー)を毎月定期発行しています。

令和3年度の広報事業も、これまでの実績を踏まえ「北海道の印刷」を毎月定期発行し、業界内外の情報を的確に広報し、組合活動の活性化を図っていくことにしています。

令和3年度「北海道の印刷」発行にあたり、協賛広告掲載の募集を行っています。

広告契約期間	令和3年4月号～令和4年3月号 毎月1回年12回発行		
広告掲載 スペース・ 掲載料金 (消費税別)	A) 表紙廻り	カラー1頁広告(天地24.5cm×左右17.0cm)	年額：1,200,000円
	B) 本文1頁	モノクロ広告(天地24.5cm×左右17.0cm)	年額：780,000円
	C) 本文1/2頁	モノクロ広告(天地12.0cm×左右17.0cm)	年額：396,000円
	D) 本文1/3頁	モノクロ広告(天地7.4cm×左右17.0cm)	年額：264,000円
	E) 本文1/4頁	モノクロ広告(天地5.3cm×左右17.0cm)	年額：198,000円
	F) 本文1/6頁	モノクロ広告(天地7.4cm×左右8.0cm)	年額：132,000円
	G) 本文1/8頁	モノクロ広告(天地5.3cm×左右8.0cm)	年額：102,000円

お問い合わせ・お申し込みは、北海道印刷工業組合までご連絡ください。

電話 011-595-8071/e-mail info@print.or.jp

## 北海道印刷工業組合 「Webサイト」広告の協賛募集のご案内

**北** 海道印刷工業組合は、文書連絡に加え、「北海道の印刷」、ホームページ等で組合活動の情報発信を行っています。

組合ホームページでは、組合員ならびに関連企業の皆様にバナー広告を掲載いただき、各社の情報を広く発信を行っていただけるようにしています。

現在、バナー広告の協賛の募集を行っています。

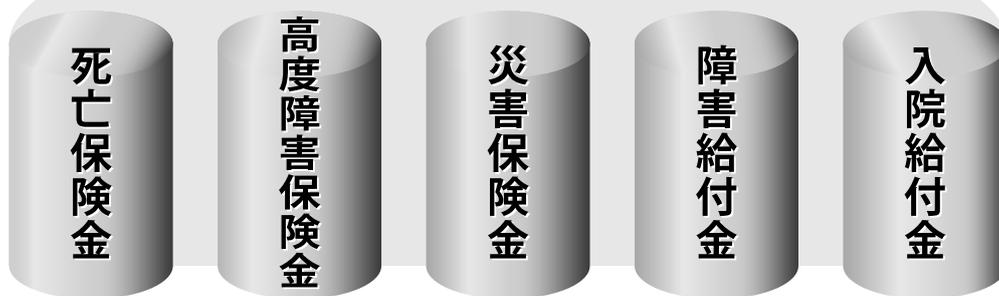
掲載場所	北海道印刷工業組合のトップページ ( <a href="http://www.print.or.jp">http://www.print.or.jp</a> ) の下部に横に並べます。	
広告掲載期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
広告掲載料	1年間契約：36,000円(消費税別)	
広告の規格	①大きさ：縦60ピクセル×横220ピクセル ②形式：GIF(アニメ不可)またはJPEG ③データ容量：10KB以下 (見本)	<b>北海道印刷工業組合</b>

お問い合わせ・お申し込みは、北海道印刷工業組合までご連絡ください。

電話 011-595-8071/e-mail info@print.or.jp

# 備えあれば憂いなし 生命共済ライフピア

## あなたを守る5つの保障



### 保障範囲について

- 死亡保険金………保険期間中に死亡したとき死亡保険金をお支払いします。
- 高度障害保険金…加入日以降に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に高度障害状態※に該当したとき、高度障害保険金をお支払いします。
- 災害保険金………保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、または、保険期間中に発病した所定の感染症※を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。
- 障害給付金………保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に給付割合表※に定めるいずれかの身体障害の状態に該当された場合、定められた災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。
- 入院給付金………保険期間中に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院したとき、同一事故について120日（更新前の入院日数を含みます）を限度としてお支払いします。

※高度障害状態・感染症・給付割合表については、パンフレットをご参照ください。

組合員企業の社員様、そのご家族も幅広く加入できる保険で、共済ならではのお手頃な掛金です。

### 《過去の死亡保険金以外の支払い事例の一部》

支払給付金	性別年齢	受傷事由	入院日数	主契約	掛金※/月
85,500円	女性55才	庭でごみを燃やしたので、寝る前に火の始末を見に行った際に転倒して受傷	57日	100万円	487円
240,000円	男性47才	印刷機の排紙部の上で作業をして、移動した際、足を滑らせ転落して受傷	32日	500万円	2,635円
108,000円	男性31才	スノーボード滑走中に転倒して受傷 下顎骨骨折	24日	300万円	1,071円
94,500円	男性55才	草刈り中、石を踏み滑って転んで、回転中の機械の刃を踏んでしまい受傷	21日	300万円	1,974円
231,000円	男性33才	印刷機に詰まった紙屑を取除く際に受傷 左手指開放骨折	77日	200万円	714円
252,000円	男性33才	印刷機のステップ台から床へ飛び降りた際、床の洗浄液に足を滑らせ転倒して受傷	56日	300万円	1,071円
150,000円	男性34才	印刷機械に手が巻き込まれて受傷 右小指切断	障害給付金	150万円	536円

※掛金は、2021年募集概算掛金を記載しています。確定掛金はお申込締切後算出し、更新日より適用します。概算掛金と相違した場合には初回に遡って精算いたします。